平成２８年（フ）第１２７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北２丁目５番13ネオコーポＢⅡ106、住民票上の住所熊本県玉名市横島町横島10373番地２
債務者　山本　悠加
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
宮崎市月見ケ丘５丁目１番３－３号　ヴィブレ202号、前住所鹿児島県西之表市西之表6592番地３　市住３－201
債務者　松下　輝幸
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０号
宮崎県えびの市大字大河平4327―26　ケアハウス　さくらの杜、住民票上の住所宮崎県えびの市大字原田3215番地23
債務者　平塚チカ子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３３号
宮崎県都城市北原町29街区20号　北原コーポ101
債務者　河野　真由
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県霧島市国分向花町３番37号　メゾン大脇５－202
債務者　宮原　孝子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県霧島市国分向花町３番37号　メゾン大脇５－202
債務者　宮原　敬子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第７号
沖縄県石垣市字登野城628番地７　ベストマンション503
債務者　志喜屋武将
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第４２号
富山市婦中町希望ケ丘747番地
債務者　久津呂洋平
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
福井市毛矢１丁目６番８号　シティライフ泉302号室
債務者　齊川　竜司
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
（前住所）福井県福井市下森田新町第17号99番地レオパレスＧＴＭ106号
債務者　富田久美子（旧姓南川）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
福井市光陽１丁目22番12号　岡本マンションＡＢ　奥村方
債務者　大槻　直人
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
福井県福井市燈豊町第39号６番地124
債務者　川上嘉代子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
長野県松本市大字内田545番地７　コーポ中島Ｄ－２
債務者　久保田順一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２６号
長野県茅野市宮川8680番地　市住267号
債務者　小平みつ子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１８９号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目17番９号　ベップハイツ302、前住所兵庫県尼崎市西立花町３丁目16番６号　立花ハイツ206号
債務者　永野　愛美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４号
奈良県御所市大字茅原８番地の18
債務者　釘貫　正彦
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係